

各種委員会組織運営規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備考
各種委員会組織運営規則 (委員会の設置) 第2条 本協会の事業遂行のため、次の委員会を設置する。 (8) リスペクト委員会 (改正) — 別表1 〔各種委員会の所管事項〕 8. リスペクト委員会 (1) <u>リスペクト</u>に関する事項 (2) <u>フェアプレー</u>に関する事項 (3) <u>暴力・暴言・ハラスメント・差別等の防止</u>に関する事項 (4) <u>社会貢献</u>に関する事項 (5) <u>復興支援</u>に関する事項 <u>(6) サッカーを通じたダイバーシティ、インクルージョン</u>	各種委員会組織運営規則 (委員会の設置) 第2条 本協会の事業遂行のため、次の委員会を設置する。 (8) <u>サステナビリティ・リスペクト委員会</u> (改正) <u>2026年3月12日(2026年3月29日施行)</u> 別表1 〔各種委員会の所管事項〕 8. <u>サステナビリティ・リスペクト委員会</u> (1) <u>環境</u>に関する事項 (2) <u>人権</u>に関する事項 (3) <u>健康</u>に関する事項 (4) <u>教育</u>に関する事項 (5) <u>地域</u>に関する事項	